

医 第 8 4 7 号
令和5年6月21日

公益社団法人千葉県医師会
会長 入江 康文 様

千葉県健康福祉部長
(公印省略)

医療機器の効率的な活用に係る取組の推進について（依頼）

日頃、本県における保健医療行政の推進に御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、令和5年3月31日付け医政地発 0331 第4号及び医政医発 0331 第3号により、厚生労働省から「医師確保計画策定ガイドライン及び外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドラインについて」の一部改正が示されたところです。

同ガイドラインにおいては、医療機器について効率的に活用できるよう対応を行う必要があるとされ、医療機関がCT等の特定の医療機器・設備を新規購入する際は、当該医療機器・設備の共同利用の方針及び具体的な計画（以下「共同利用計画」という。）を作成し、地域の協議の場において協議を行うものとされています。

また、地域の医療資源を可視化する観点から、令和5年4月1日以降に医療機器を新規購入した医療機関に対して、医療機器の稼働状況について都道府県への報告を求めることとなりました。

つきましては、医療機器の効率的な活用に係る取組について下記のとおり依頼しますので、貴会におかれましては、内容について御了知の上、貴会員及び地区医師会へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 医療機器共同利用計画書及び医療機器稼働状況報告書の提出

地域における医療機器の効率的な活用を促進するため、次に示す書類を、該当事例にあたる場合に提出してください。

(1) 医療機器共同利用計画書

ア該当事例

- ・ 新たに対象医療機器を購入した場合
- ・ 過去に提出した共同利用計画書の内容を変更する場合

イ提出時期

- ・ 随時

(2) 医療機器稼働状況報告書

ア該当事例

- ・ 令和5年4月1日以降、新たに対象医療機器を購入された医療機関で、外来機能報告制度の対象外又は未報告の医療機関

イ提出時期

- ・ 毎年10～11月中

(3) 提出先及び参考様式等について

参考様式の電子データ及び制度概要については、県ホームページに公表していますので、必要に応じて御確認ください。

また、各種提出書類については、原則電子メールにて御提出をお願いします(電子メールでの提出が困難な場合は郵送も可とします)。

【ホームページ】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryoku/kyoudouriyoku/index.html>

※「千葉県 医療機器の共同利用」で検索してください。

【提出先】

電子メール：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

郵送：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部医療整備課 地域医療構想推進室

2 協議の場への出席

提出いただいた書類は、直近で開催される保健医療圏ごとの地域医療構想調整会議で地域の関係者へ共有させていただきます。その際、内容等について議論が行われることとなりますので、当該会議への出席をお願いします。

3 留意事項

提出いただいた書類は、調整会議の資料としてそのまま活用する予定です。また、県ホームページで公開されます。

【担当】

千葉県健康福祉部医療整備課
地域医療構想推進室 野本・荒川
電 話：043-223-2457
F A X：043-224-8210